四万十市立地適正化計画に係る届出の手引き

	目 次
1	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2	都市機能誘導区域外で届出対象となるもの【誘導施設】・・・・・・・3
3	居住誘導区域外で届出対象となるもの【住宅】・・・・・・・・・・・ 11
4	届出書の記入例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2020年(令和2年)6月

■お問い合わせ

四万十市 まちづくり課計画係

電話:0880(34)8150 FAX:0880(34)0381

Email: keikaku@city.shimanto.lg.jp

1 はじめに

(1) 立地適正化計画に係る届出制度について

我が国では、急激な人口減少や少子化・高齢化が進行しているほか、雇用の減少、未利用地や空き家に伴う都市の空洞化などの様々な課題から、今後、市民の日常生活を支えてきた多様な日常生活サービスの提供が困難となることが懸念されています。

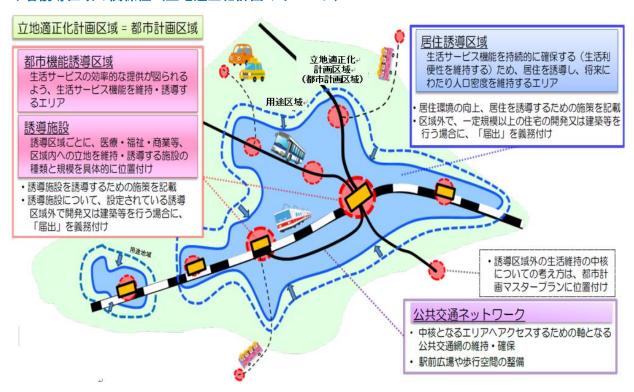
本市も同様に人口減少が進んでおり、ものづくり産業や中心市街地の衰退、健全な土地利用や老朽化した都市施設の対応などの都市的課題が山積するなかで、あらゆる世代にとって、安全・安心な住環境を提供することはもとより、種々の都市的サービスを維持できるような対策が急務となっています。

こうしたなか、持続可能な都市経営を行うためには、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し市民が公共交通等により、これらの生活利便施設等へ容易にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要となっています。

これらを踏まえ、都市再生特別措置法の改正により、「立地適正化計画」が制度化されたことに伴い、本市においても都市計画マスタープラン(2017年(平成29年)3月策定)の将来像の実現に向け、居住機能や都市機能の適正な立地と誘導を図るとともに、公共交通等の様々な施策との連携を含めた包括的なマスタープランとなる「四万十市立地適正化計画」を策定し、2020年(令和2年)6月1日に公表したところです。

本計画の公表により、都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に関する建築等の届出義務が生じます。

◆各誘導区域の関係性(立地適正化計画のイメージ)



(2) 届出制度の根拠・目的

本計画の公表により、都市機能誘導区域又は居住誘導区域の外で特定の開発・建築等の行為をする場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合は、都市再生特別措置法(第88条第1項、第108条第1項、第108条の2第1項)に基づき、事前に市への届出が必要となります。

これは、都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向と、居住誘導区域外における住宅開発の動向を把握し、誘導区域内への立地促進や今後の計画の見直しに活用することを目的に運用するものです。

(3) 届出の時期

届出の対象となる開発・建築等の行為に着手する日の 30 日前まで (※都市機能誘導区域内で誘導施設を休止・廃止する場合も同様)に必要書類を提出してください。

なお、届出を行わずに、又は虚偽の届出をして、開発・建築等の行為をした場合は、都市再生特別措置法(第130条)に基づき、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

(4) 届出に対する市の対応

市は届出者に対し、立地適正化計画の趣旨の説明や、立地誘導のための施策に関する情報提供等を行います。

また、当該届出に係る行為が、計画に基づく立地の誘導を図る上で支障があると認める場合は、 市は、都市再生特別措置法(第88条第3項、第108条第3項)に基づき、届出者に対して勧告 等を行う場合があります。

(5) 届出対象の行為・届出の流れ

都市機能誘導区域に関する届出については、9ページ以降をご覧ください。 居住誘導区域に関する届出については、16ページ以降をご覧ください。

(6) 宅地建物取引業法に基づく重要事項説明

届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法(第35条)の重要事項説明の対象となります。

2 都市機能誘導区域外で届出対象となるもの 【誘導施設】

(1) 届出対象の行為

次に該当する行為は届出対象となりますので、行為に着手する日の 30 日前までに市への届出が必要です。

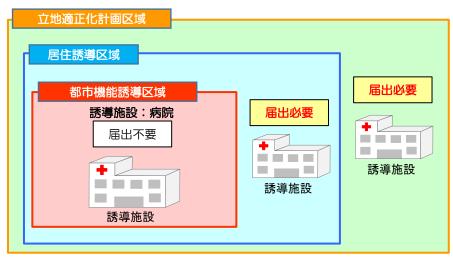
①都市機能誘導区域以外の区域で次の行為をする場合

◆開発行為

• 「誘導施設」を有する建築物の建築を目的とする開発行為

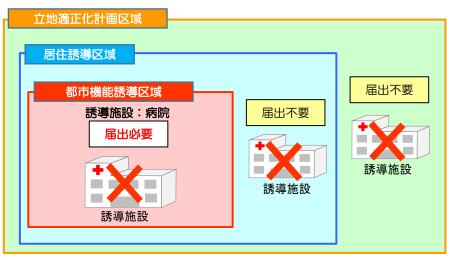
◆建築等行為

- 「誘導施設」を有する建築物を建築する場合
- 建築物を改築し、「誘導施設」を有する建築物とする場合
- 建築物の用途を変更し、「誘導施設」を有する建築物とする場合



※敷地が都市機能誘導区域内と区域外の両方にまたがる場合、届出は不要です。

②都市機能誘導区域内で「誘導施設」を休止・廃止する場合



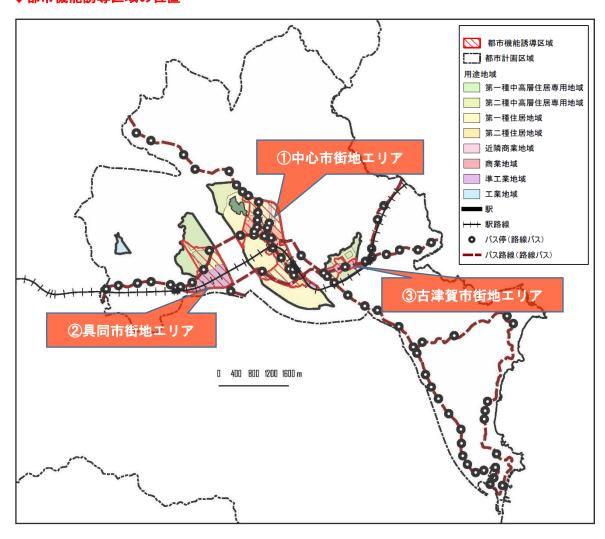
※敷地が都市機能誘導区域内と区域外の両方にまたがる場合、届出は必要です。

(2) 都市機能誘導区域

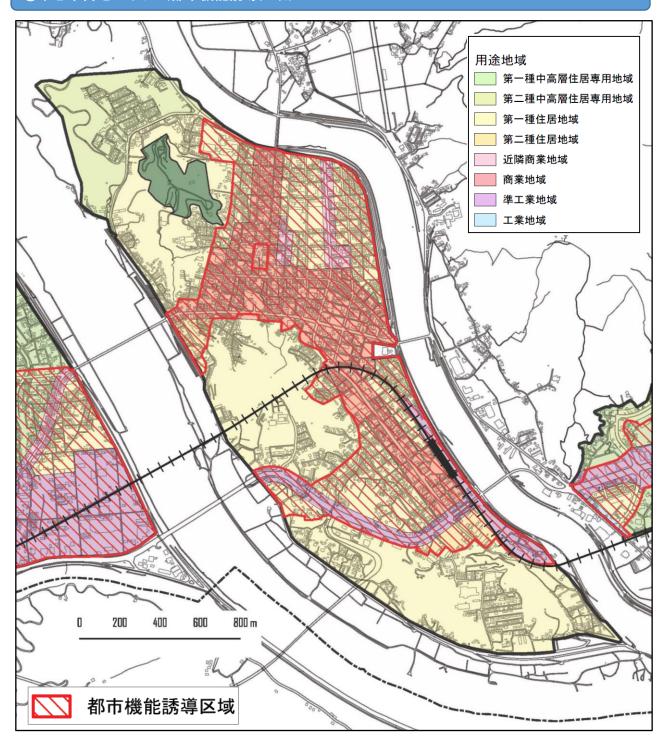
本市で設定している都市機能誘導区域は次のとおりです。

- ①中心市街地エリア(136.5ha)
- ②具同市街地エリア(77.1ha)
- ③古津賀市街地エリア(20.7ha)

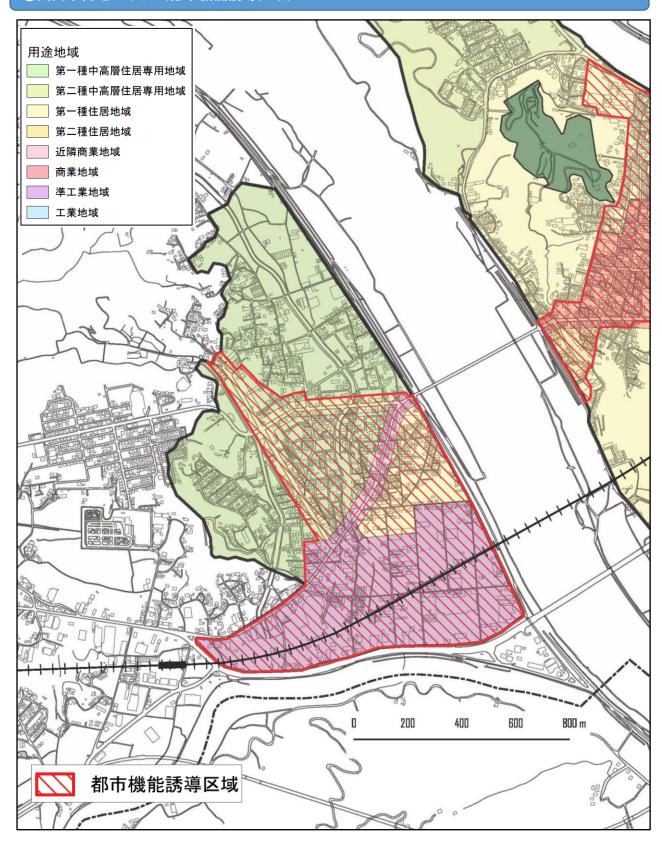
◆都市機能誘導区域の位置



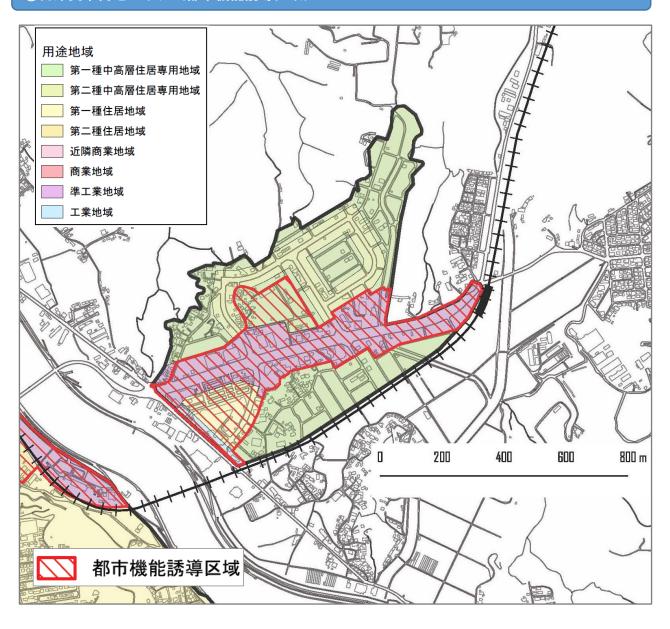
①中心市街地エリア (都市機能誘導区域)



②具同市街地エリア(都市機能誘導区域)



③古津賀市街地エリア (都市機能誘導区域)



(3) 届出対象の施設(誘導施設)

届出対象となる施設(誘導施設)は次のとおりです。

◆各都市機能誘導区域における誘導施設

				都市機能誘導区域内		
مادار بادار			14.55	中心拠点 生活拠点		
機能 No.		誘導施設	施設の定義	中心 市街地 エリア	具同 市街地 エリア	古津賀 市街地 エリア
行政	1	市役所本庁舎	・地方自治法第4条第1項に定める 事務所	•	-	-
	2	社会福祉センター (社会福祉協議会)	・社会福祉法第109条に定める団体 の事務所が置 かれている施設 (支所は除く)	•	-	_
地域 福祉	3	地域包括支援センター	・介護保険法第115条の46第1項に 定める施設	•	-	-
	4	在宅福祉サービス施設(通所) ※行政が運営する施設	・在宅高齢者や障がい者に対して、 通所による在宅福祉サービスを提 供する施設であり、かつ行政が運 営する施設	•	-	-
子育て	5	保育所・認定こども園	・児童福祉法第39条第1項に定める 保育所 ・就学前の子どもに関する教育、保 育等の総合的な提供の推進に関す る法律第2条第6項に定める認定 こども園	0	0	•
	6	子育て支援センター	・児童福祉法第6条の3第6項に定める事業を行う施設で行政が運営する施設	•	0	-
	7	スーパー等の大型商業施設 ※店舗面積1,000㎡以上	・大規模小売店舗立地法第2条第2 項に定める大規模小売店舗	•	•	•
商業	8	直販所(物産センターなど) ※店舗面積500㎡以上	・生産者が自ら生産した農産物等を 生産者又は生産者のグループが販 売するために開設した施設(無 人、移動販売除く)	•	A	A
医療	9	病院(20床以上)	・医療法第1条の5第1項に定める 施設	•	•	•
	10	銀行・信用金庫 (本店・支店)	・銀行法、信用金庫法に定める施設 (ATM単独施設は除く)	•	•	•
金融	11	郵便局(旧本局) ※ゆうゆう窓口のある郵便局	・日本郵便株式会社法に定める施設	•	-	_
	12	農業協同組合(幡多地区本部)	・農業協同組合法に基づく法人が運 営する施設	•	-	-
	13	図書館	・図書館法第2条第1項に定める図 書館	•	-	-
教育 文化	14	地域交流センター (文化複合施設)	・都市再生整備計画の基幹事業「高 次都市施設」として定める「地域 交流センター」	0	_	_
	15	教育研究所	・地方教育行政の組織及び運営に関 する法律に定める教育機関	0	-	-
防災	16	消防署(消防本部)	・消防組織法第10条第1項に定める 施設	•	-	-

●:誘導施設に設定する(現状立地している施設の維持を目指す)

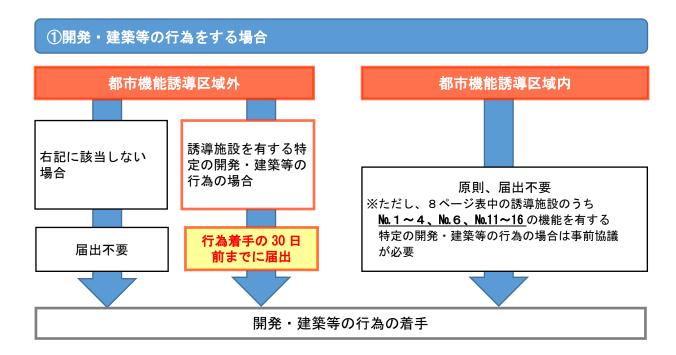
◎:誘導施設に設定する(新設・建替えなど積極的な誘導を目指す)

▲:誘導施設に設定する(現状立地していないが、今後の誘導を目指す)

- :誘導施設に設定しない(今後、必要に応じて誘導を検討する)

(4) 届出の流れ

届出の流れは次のとおりです。



※届出の有無にかかわらず、開発許可・建築確認等の手続きは別途必要です。

②「誘導施設」を休止・廃止する場合

- ※開発行為を行った上で建築等行為を行う場合は、それぞれの行為の前に届出が必要になります。
- ※以下の行為は、都市再生特別措置法(第108条第1項)の規定により届出不要です。
- ①四万十市立地適正化計画で設定した誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築目的で行う開発行為②上記①の誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築
- ③建築物を改築し、又はその用途を変更して上記①の誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為 ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ⑤都市計画事業の施行として行う行為、又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

都市機能誘導区域内 右記に該当しない 場合 当該区域に位置づけ のある誘導施設を休 止又は廃止する場合

届出不要 届出不要 体止・廃止の30日 前までに届出 誘導施設の休止・廃止

(5) 届出書類の作成

次の必要書類を作成のうえ、開発・建築等の行為をする日の 30 日前までに市へ届出してください。

①開発行為の場合

届出書	■様式第1(都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係)	1部
	■位置図	
	(行為の区域及び周辺公共施設が表示されている図面:縮尺 1,000 分の1以上)	各1部
添付書類	■設計図	
冰 凹	(土地利用計画図:縮尺 100 分の1以上)	12 · 10
	■その他参考資料	
	(求積図、代理人が申請する場合は委任状)	

②建築等行為の場合

■位置図 (行為の区域及び周辺公共施設が表示されている図面:縮尺 1,000分の1以上) ■配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面:縮尺100分の1以上) ■立面図 (2面以上の立面図:縮尺50分の1以上) ■平面図 (各階の平面図:縮尺50分の1以上) ■その他参考資料 (求積図、代理人が申請する場合は委任状)	各1部

③開発・建築等の届出内容を変更する場合

届出書	■様式第3(都市再生特別措置法施行規則第55条第1項関係)	1部
添付書類	■上記、開発行為及び建築等行為の場合と同じ	各1部

④誘導施設を休止・廃止する場合

届出書	■様式第4(都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係)	1部
添付書類	■位置図	1 部
	(施設の位置及び周辺公共施設が表示されている図面:縮尺 1,000 分の 1 以上)	

【提出先】 〒787-8501 四万十市中村大橋通4-10 四万十市 まちづくり課 計画係

(6) その他事項

新たな誘導施設の立地、又は立地の誘導を図るため、届出に係わる誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められるときは、建築物の存置等について助言、又は勧告する場合があります。

3 居住誘導区域外で届出対象となるもの【住宅】

(1) 届出対象の行為

次の「開発行為」又は「建築等行為」に該当する場合は、届出対象となりますので、行為に着手する日の 30 日前までに市への届出が必要です。

①居住誘導区域以外の区域で次の開発行為をする場合

- ・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為(規模要件なし)
- ・1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000 ㎡以上のもの

開発行為の種類	届出の有無
(例 1)3戸の開発行為	
	必要
(例2) 1,300 ㎡、1 戸の開発行為	
	必要
(例3) 800 ㎡、2戸の開発行為	
	不要

- ※開発行為とは、都市計画法第4条第12項に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」のことをいいます。
- ※住宅とは、戸建て住宅、共同住宅及び長屋住宅等です。

②居住誘導区域以外の区域で次の建築等行為をする場合

- ・3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

建築等行為の種類	届出の有無
(例1)3戸の建築行為等	
	必要
(例2)1戸の建築行為等	
	不要

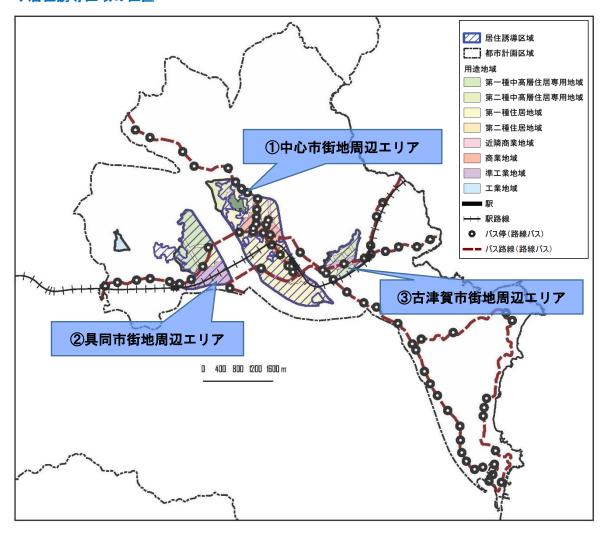
※改築とは、建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、 引き続き、これと用途、規模、構造の著しく異ならない建築物を建てることをいいます。

(2)居住誘導区域

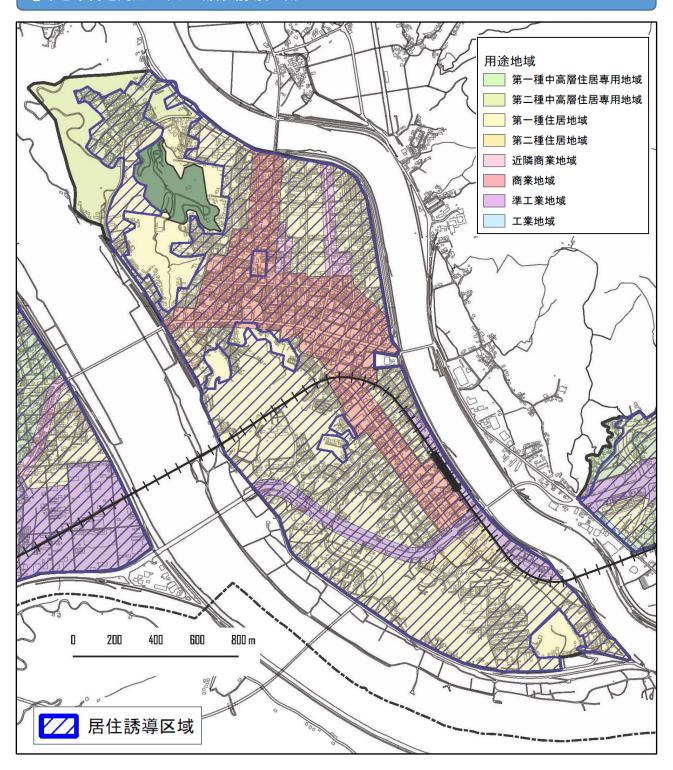
本市で設定している居住誘導区域は次のとおりです。

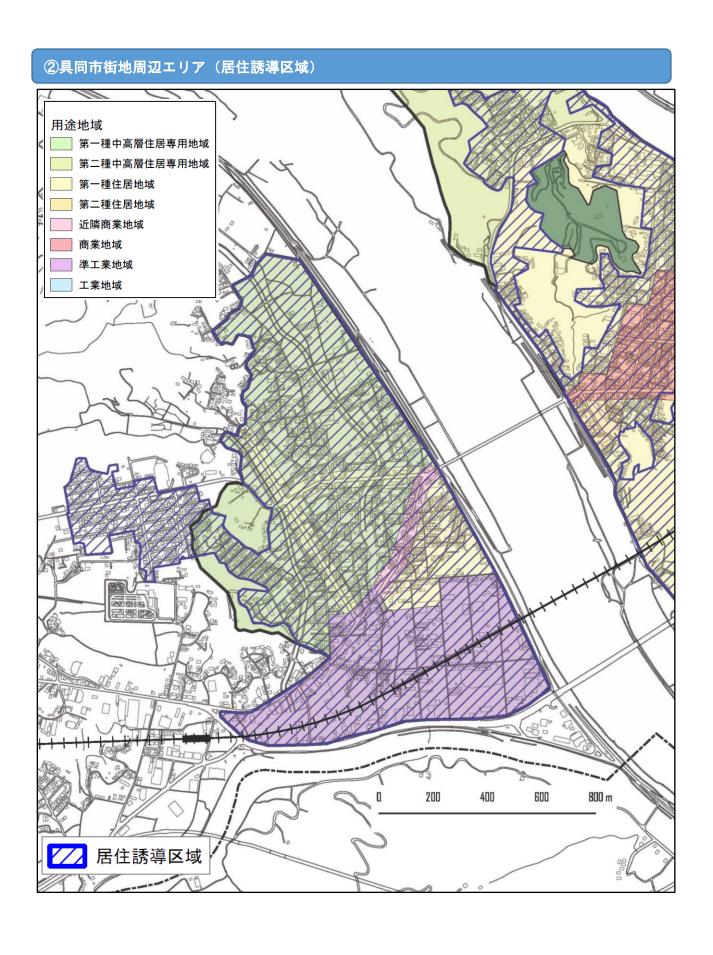
- ①中心市街地周辺エリア(247.9ha)
- ②具同市街地周辺エリア(141.7ha)
- ③古津賀市街地周辺エリア(50.1ha)

◆居住誘導区域の位置

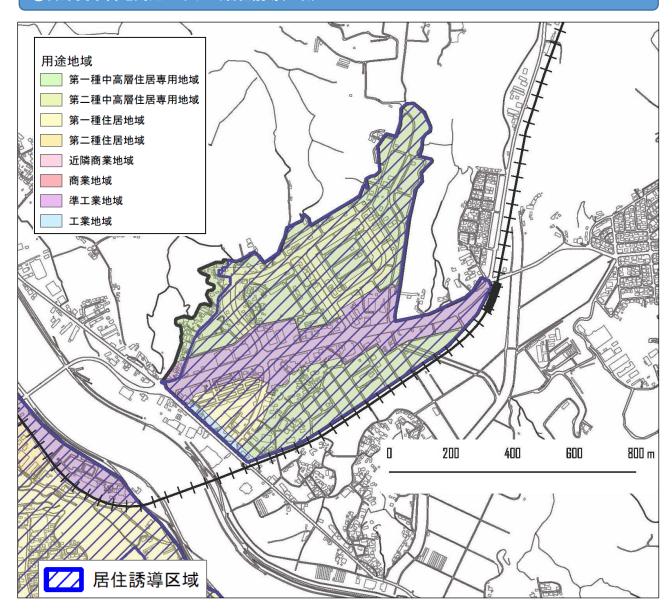


①中心市街地周辺エリア(居住誘導区域)



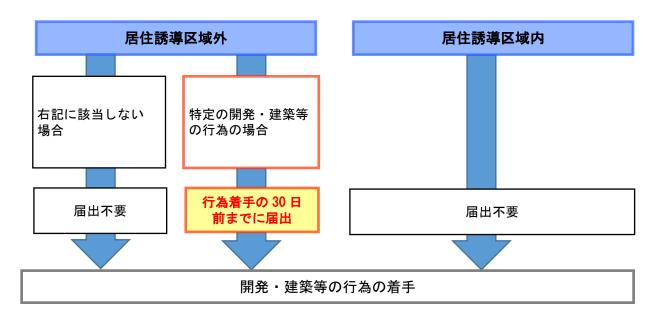


③古津賀市街地周辺エリア(居住誘導区域)



(3) 届出の流れ(居住誘導区域)

届出の流れは次のとおりです。



- ※届出の有無にかかわらず、開発許可・建築確認等の手続きは別途必要です。
- ※開発行為を行った上で建築等行為を行う場合は、それぞれの行為の前に届出が必要になります。
- ※以下の行為は、都市再生特別措置法(第88条第1項)の規定により、届出不要です。
 - ①住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築目的で行う開発行為
 - ②上記①の住宅等の新築
 - ③建築物を改築し、又はその用途を変更して上記①の住宅等とする行為
 - ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - ⑤都市計画事業の施行として行う行為又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市 計画に適合して行う行為

(4) 届出書類の作成

次の必要書類を作成のうえ、開発・建築等の行為をする日の 30 日前までに市へ届出してください。

①開発行為の場合

届出書	■様式第5(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第1号関係)	1 部
添付書類	■位置図 (行為の区域及び周辺公共施設が表示されている図面:縮尺 1,000 分の 1 以上) ■設計図 (土地利用計画図:縮尺 100 分の 1 以上) ■その他参考資料 (求積図、代理人が申請する場合は委任状)	各1部

②建築等行為の場合

届出書	■様式第6(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)	1部
添付書類	■位置図 (行為の区域及び周辺公共施設が表示されている図面:縮尺 1,000分の1以上) ■配置図 (敷地内における建築物の位置を表示する図面:縮尺 100分の1以上) ■立面図 (2面以上の立面図:縮尺50分の1以上) ■平面図 (各階の平面図:縮尺50分の1以上) ■その他参考資料 (求積図、代理人が申請する場合は委任状)	各1部

③開発・建築等の届出内容を変更する場合

届出書	■様式第7(都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係)	1部
添付書類	■上記、開発行為及び建築等行為の場合と同じ	各1部

【提出先】 〒787-8501 四万十市中村大橋通4-10 四万十市 まちづくり課 計画係

4 届出書の記入例

(1) 都市機能誘導区域外で届出対象となるもの【誘導施設】

様 式	届出書の内容	届出書記入例
様式第1	開発行為届出書	19 ページ
様式第2	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、 若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物と する行為の届出書	20 ページ
様式第3	行為の変更届出書	21 ページ
様式第4	誘導施設の休廃止届出書 ※都市機能誘導区域内	22 ページ

(2) 居住誘導区域外で届出対象となるもの【住宅】

様 式	届出書の内容	届出書記入例
様式第5	開発行為届出書	23 ページ
様式第6	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途 を変更して住宅等とする行為の届出書	24 ページ
様式第7	行為の変更届出書	25 ページ

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について下記により 届出します。					
届出日を記入 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 (工事着手の 30 日前まで)					
四 万 十 市 長 様					
届出者 住 所 四万十市〇〇〇〇 氏 名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印 連絡先 〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇					
	1 開発区域に含まれる地域	の名称 四万十市〇〇〇番〇			
開発行為の概要	2 開発区域の面積	8ページ「届出 対象の施設」の 誘導施設を参考 5,000 m²			
	3 建築物の用途	スーパー等の大規模商業施設			
	4 工事の着手予定年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日			
	5 工事の完了予定年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日			
	6 その他必要な事項	(誘導施設以外の用途がある場合その用途と面積) (連絡先) 四万十市○○○○ 株式会社○○○ 担当○○ 電話○○○-○○○○			

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して 誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

該当する行為に☑ 都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、 ✓誘導施設を有する建築物の新築 □建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 □建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 について、下記により届出します。 届出日を記入 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 (工事着手の30日前まで) 四万十市長様 届出者 住 所 四万十市〇〇〇〇 氏 名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印 連絡先 000-00-000 1 建築物を新築しようとする土地 所在・地番:四万十市〇〇〇〇番〇 又は改築若しくは用途の変更をし 地目:宅地 ようとする建築物の存する土地の 8ページ「届出対象 所在、地番、地目及び面積 面積:5,000 m² の施設」の誘導施設 を参考に記入 2 新築しようとする建築物又は改 スーパー等の大規模商業施設 築若しくは用途の変更後の建築物 の用途 ○○スーパー○○店 3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途 (その用途に供する部分の面積○○○m²) 工事の着手予 (着手予定年月日) 令和○年○月○日 定日を記入 (連絡先) 四万十市〇〇〇〇 4 その他必要な事項 株式会社〇〇〇〇 担当〇〇 電話〇〇〇-〇〇-〇〇〇

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を 記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

印

行為の変更届出書

令和 (工事着手の30日前まで)

四万十市長様

 届出者
 住
 所
 四万十市○○○○○

 氏
 名
 株式会社○○○○

代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先 000-00-000

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について下記により 届出します。

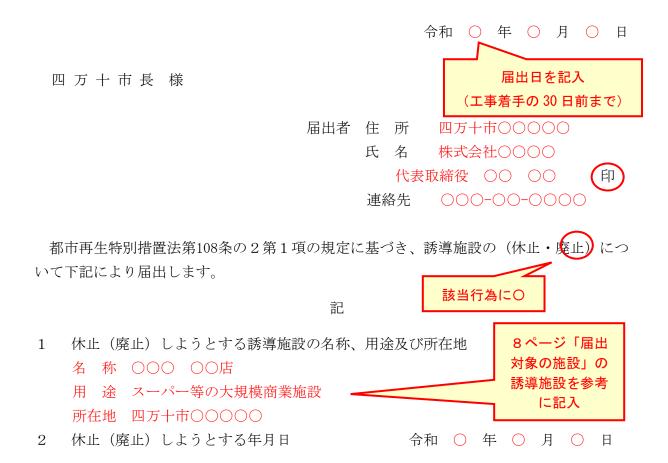
記

1 当初の届出年月日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

- 2 変更の内容
 - ・開発区域の面積の変更 (5,000 m² → 4,000 m²)
 - ・工事の着手予定年月日の変更(令和○年○月○日 → 令和○年○月○日)
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和 年 月 日
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を 記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書



- 3 休止しようとする場合にあっては、その期間
- 4 休止(廃止)に伴う措置
 - (1) 休止(廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途
 - (2) 休止 (廃止) 後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項 令和○年○月から除却予定
- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を 記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理 その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の 予定時期その他の事項について記入すること。

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第1項の規定に基づき、開発行為について下記により 届出します。				
	令和 〇 年 〇 月 〇 日 (工	届出日を記入 事着手の30日前まで)		
届出者 住 所 四万十市〇〇〇〇 氏 名 株式会社〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印 連絡先 〇〇〇-〇〇-〇〇〇				
開発行為の概要	所在 1 開発区域に含まれる地域の名称	四万十市〇〇〇〇番〇		
	2 開発区域の面積	2,000 m²		
	3 住宅等の用途	戸建て住宅		
	4 工事の着手予定年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日		
	5 工事の完了予定年月日	令和 〇 年 〇 月 〇 日		
	6 その他必要な事項	(住宅区画数・戸数) ○戸 (連絡先) 四万十市○○○○ 株式会社○○○ 担当○○ 電話○○○-○○-○○○○		

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

様式第6(都市再生特別措置法施行規則第35条第1項第2号関係)

記入例

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする 行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、 該当する行為に☑ ☑住宅等の新築 □建築物を改築して住宅等とする行為 □建築物の用途を変更して住宅等とする行為 について、下記により届出します。 令和 〇 年 〇 月 〇 日 🔽 届出日を記入 四万十市長様 (工事着手の30日前まで) 届出者 住 所 四万十市〇〇〇〇 氏 名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 印 連絡先 000-00-000 1 住宅等を新築しようとする土地 所在・地番:四万十市〇〇〇番〇 又は改築若しくは用途の変更をし 地目:宅地 ようとする建築物の存する土地の 面積: 900 m² 所在、地番、地目及び面積 2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 共同住宅 の用途 3 改築又は用途の変更をしようと 工事の着手予定日 する場合は既存の建築物の用途 を記入 (着手予定年月日) 令和〇年〇月〇日 (戸数) 6戸 (連絡先) 四万十市○○町○○ 4 その他必要な事項 株式会社〇〇〇〇 担当〇〇 電話〇〇〇-〇〇-〇〇〇

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を 記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

行為の変更届出書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 届出日を記入

(工事着手の30日前まで)

四万十市長様

届出者 住 所 四万十市〇〇〇〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

連絡先 000-00-000

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について下記により 届出します。

記

1 当初の届出年月日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

- 2 変更の内容
 - ・住宅用区画数の変更(5区画 → 10区画)
 - ・工事の着手予定年月日の変更(令和○年○月○日 → 令和○年○月○日)

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を 記載すること。
 - 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。